

平成17年4月6日

各市町村介護保険主管課長 殿

鹿児島県保健福祉部
介護国保課長

指定介護サービスの提供による事故発生時の報告について（通知）

このことについては、平成16年7月30日付けで報告マニュアル等を通知したところですが、事業所に対し、事故発生時の対応、事故発生の原因の把握、事故の再発防止等に係る助言指導を所管保健所・福祉事務所等が迅速かつ的確に行い、場合によっては実地指導・監査の必要性が生じることから、「指定介護サービス事業者における事故発生時の報告マニュアル」を一部変更し、市町村からの報告を所管保健所・福祉事務所等が受理することとしました。

つきましては、今後とも、事故発生時の対応等が迅速かつ的確に行われるよう、事業者等への助言指導についてよろしくお願いします。

お問い合わせ先

県庁介護国保課 審査育成係

電話 099-286-2676

FAX 099-286-5552